

財 関 第 1589 号
平成 30 年 11 月 28 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中江 元哉

関税法基本通達の一部改正について

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月 30 日法律第 33 号）の施行に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 30 年 11 月 29 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達の一部を次のように改正する。
別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。